

2021 年 6 月 14 日

日レセソフトご利用医療機関 御中

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 山本

TEL: 0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のカルテについて

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施されるにあたり、カルテの作成及びカルテ記載等が 2021 年 5 月 28 日付の厚生労働省からの事務連絡より出され、「予診票の写し診療録として差し支えない。」と記載されております。

詳細は下記 URL より確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000786211.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施後の解熱鎮痛剤処方の請求について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施後の発熱に備えてカロナール（アセトアミノフェン）等を処方される場合があるかと思えます。この場合の保険請求について、お知らせいたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施後の発熱に備えて解熱鎮痛剤を処方する場合
無症状での投与となるため（予防投与）、自費診療となります。

(2) 予防接種後、15 分間の安静時に発熱等体調不良を起こした場合
保険適用となります。

診察料は算定できませんが、投薬した場合の薬剤料等は算定可能です。

診察料の代わりに「21 診療行為」画面で「099409901：実日数算定」を入力し、「診察料を算定しなかった理由」及び「投薬した理由」をフリーコメントでレセプトに記載します。

(3) 一旦、帰宅され体調不良により受診された場合
通常の診察料及び薬剤料等を算定します。

ご不明な点がございましたら、日レセサポート窓口までお問合せ下さい。

以上